平成２２年（フ）第５３０号
千葉県松戸市古ヶ崎２丁目3169番地　プランドール古ヶ崎101号
債務者　葉山　陽介
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５３２号
千葉県柏市松ケ崎1039番地16　ソレイウ・ド・大門304号
債務者　加藤　拓夢
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５３４号
千葉県柏市篠籠田1507番地35第一香川ハイツ101号
債務者　桑子三津雄
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５３８号
千葉県柏市永楽台２丁目６番１号
債務者　芦原まゆみ
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５４１号
千葉県野田市花井248番地の38　第１茂木マンション202号室
債務者　阿諏訪　勉
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５４４号
千葉県柏市根戸282番地の１　ライオンズマンション北柏第２・311号室
債務者　澤田　祐美
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５４８号
千葉県柏市今谷上町13番地５クレール南柏208号
債務者　豊島亜沙子
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５８２号
千葉県流山市向小金２丁目560番地の１シャネルコートミキ507
債務者　近藤眞奈美
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５９３号
千葉県我孫子市我孫子１丁目７番１号　101号
債務者　阿部　芳仁
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５９６号
千葉県松戸市新松戸１丁目143番地　第15ユーカリハイツ102号
債務者　橋本　公男
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６０６号
千葉県野田市目吹1491番地
債務者　片岡　正子
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６１７号
千葉県松戸市高塚新田518番地の６梨香台団地６棟710号室
債務者　竹内　尚美（旧姓藤平）
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６２０号
千葉県野田市木野崎1561－１　木野崎病院内、住民票上の住所千葉県野田市野田504番地の５　ハイムアタゴ201
債務者　鈴木　章彦
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６２１号
千葉県松戸市高塚新田512番地の８　梨香台団地３棟304号室
債務者　渡邉　康雄
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６２２号
千葉県松戸市高塚新田512番地の８　梨香台団地３棟304号室
債務者　渡邉よし子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６２４号
千葉県柏市豊四季台４丁目１番95―406号
債務者　小野美緒子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６２７号
千葉県野田市山崎1721番地の１レインボーフラット103
債務者　三本　秀継
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部